

厚岸町条例第2号

厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月27日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年厚岸町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。